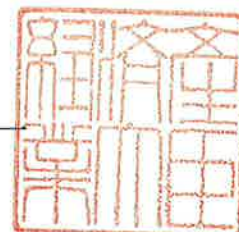


# 経 済 産 業 省

20150813資第17号  
平成27年9月11日

愛媛県知事 中村 時広 殿

経済産業大臣 宮沢 洋



伊方発電所3号機の安全対策等に係る国への要望について（回答）

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴職には、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

貴職からご要望いただいた標記の件については、下記のとおり回答いたします。

## 記

### 1 大洲・八幡浜道路の整備促進について

大洲・八幡浜道路については、全長約13kmのうち、約2.3kmが開通し、約8kmは着工済み、残り約3kmは調査区間とされているものと認識しております。国土交通省は、大洲・八幡浜道路を「重要な路線」と位置付けており、経済産業省としても、引き続き、国土交通省と連絡を取りつつ、事業が円滑に進むよう努めてまいります。

### 2 大分県への避難訓練に対する協力について

伊方発電所に係る避難計画において、佐田岬半島部住民の大分県への円滑な避難経路の確保は、非常に重要であると認識しています。本年11月上旬には、伊方地域において、政府の原子力総合防災訓練を実施する予定です。本訓練は、内閣府を中心に取り組んでいくこととなりますが、自衛隊や海上保安庁などの政府の実動組織も参加する予定です。このような訓練を通じて、避難計画の実効性が一層高まるよう、経済産業省としても、引き続き、内閣府等と連携を取りつつ対応してまいります。

3 四国電力に要請した伊方発電所の緊急時の作業スペース確保への協力について  
四国電力伊方発電所の敷地内において、緊急時に作業を行えるスペースを確保することは、安全性の一層の向上の観点から重要であると認識しております。本件について、四国電力は前向きに対応するものと承知しており、経済産業省としても、同電力の取組を促すよう指導してまいります。

#### 4 使用済燃料の中間貯蔵への取組について

本年5月の最終処分関係閣僚会議において、「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定することを表明しました。同プランについては、近々策定する予定としております。具体的には、発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進するための取組などを進めてまいります。

#### 5 使用済燃料の最終処分への取組について

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、現に目の前にある問題であり、現世代で解決すべき課題です。これまでの「手挙げ方式」を転換し、国が科学的有望地を提示するなど前面に立って取り組むとの方針を、本年5月に閣議決定しました。

最終処分の必要性や、問題の解決が社会全体の利益であるという認識が、全国の国民の皆様に広がるよう、一歩ずつ着実に取組を進めてまいります。その一環として、この10月を「国民対話月間」と定め、経済産業省、廃棄物の発生者である電気事業者、実施主体であるNUMOなどの関係者が連携し、全国シンポジウムなど、各地で様々な取組を行ってまいります。

#### 6 伊方発電所における廃炉技術の研究について

先般、原発5基の廃炉が決定されるなど、各原発立地地域においては、今後、廃炉に係る様々な取組が進展することが見込まれています。こうした中、廃炉を着実に進めることは重要な課題と認識しております。

原子力発電所の廃炉については、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や、今後増えていく古い原子力発電所の廃炉を安全かつ円滑に進めていくためにも、高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展することが必要である。」としております。経済産業省としても、原子力を支える高度な技術を維持し、安全対策高度化に向けた技術開発や基盤整備人材育成を進めるため、原子力安全や廃炉等に係る事業を支援しております。

このような取組を通じて、廃炉を含めた原発を支える技術・人材の確保を着実に進めてまいります。

なお、伊方発電所1号機の扱いや、同発電所における廃炉に係る研究等の取組については、まずは四国電力が判断することですが、経済産業省としても、今後、同発電所1号機の扱いに係る四国電力の判断や対応、各原発立地地域における廃炉の進展状況などを踏まえながら、四国電力との協力の在り方を検討してまいります。

## 7 経済産業大臣の現地視察について

現地訪問については、伊方発電所3号機の再稼働に関する理解活動の進展状況等を踏まえて、適切な時期に伺えるよう調整してまいります。

## 8 内閣総理大臣の発言について

政府は、エネルギー・原子力政策として、原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められた原発の再稼働を進めること、万が一事故が起きた場合には、関係法令に基づき、責任をもって対処することとしております。この方針は、エネルギー基本計画で明記しており、安倍内閣総理大臣は、国会答弁や記者会見等において、繰り返しかつ明確に述べています。

伊方発電所3号機についても、原子力規制委員会が新規制基準に適合していることを確認し、原子炉設置変更許可を行った段階で、菅官房長官の記者会見等において、政府として再稼働を進めることを明確にしています。

原発の再稼働は、政府のエネルギー・原子力政策に基づいた対応であり、このような政策を推進する責任は政府にあります。その上で、万が一、原子力発電所の事故が起きてしまい、災害になってしまうような事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは政府の重大な責務であり、責任をもって対処します。自治体を最大限支援し、全力を尽くすことはもちろんです。

これらを踏まえ、エネルギー・原子力政策の推進を任務とする経済産業省が、責任をもって、原発の再稼働を進める政府の方針や、万が一事故が起こった場合の政府の対応等について、関係省庁と連携しつつ、立地自治体等関係者や国民に向けて説明していくこととしています。

引き続き、今後の進め方について、愛媛県と丁寧にコミュニケーションを取りつつ、対応してまいります。